

日の出町広告事業実施要綱

平成25年6月24日
告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町有財産等を民間企業等の広告掲載のための媒体として活用して収入を得る事業（以下「広告事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町有財産等 町が保有する財産及び町のホームページをいう
- (2) 民間企業等 民間企業その他の団体又は個人をいう
- (3) 広告掲載 民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう
- (4) 広告媒体 町有財産等であって広告掲載が可能なものをいう

(広告媒体及び広告方法)

第3条 この要綱により広告事業を実施する広告媒体及び広告方法は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町のホームページ バナー広告の掲載
- (2) 庁舎その他の公用又は公共用施設 看板の掲出、印刷物の貼付又は備付け
- (3) 町広報、封筒その他の町の印刷物 広告記事の掲載
- (4) 前各号に定めるもののほか、町の所有に属する動産又は不動産であって広告掲載が可能なもののうち、当該動産又は不動産の種類に応じて町長が定める方法

(広告主候補者の登録)

第4条 町長は、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）となることを希望する者を予め広告主候補者として登録することができる。この場合において、その広告主が日の出町広告掲載基準に定める基準を満たさないときは登録できない。

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公助良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 個人又は団体の名刺広告又は意見広告
- (5) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (6) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

- (7) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと町長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告の掲載に関する必要な基準は、別に定める。

(広告掲載等の募集)

第6条 町長は、広告掲載の募集をするときは、次に掲げる事項を明示してこれを行うものとする。

- (1) 広告媒体の種別
- (2) 広告掲載に係る広告媒体の規格及び数量
- (3) 広告掲載の範囲及び基準
- (4) 広告掲載の期間
- (5) 応募期間及び応募の方法
- (7) 広告掲載に係る広告の選定方法
- (8) 広告掲載に係る料金
- (9) その他広告掲載について町長が必要と認める事項

2 広告主となる者の募集は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 公募
- (2) 第4条の規定による登録を受けた者に対し、他の民間企業等への募集に先行して募集をする方法
- (3) 広告代理店その他の広告を取り扱う事業者に対し、広告主となる者のあっせんを依頼する方法

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条の規定により広告掲載を決定し実施する。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、次に掲げる事項について町に保証するものとする。

- (1) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと
 - (2) 広告の内容に関する財産権のすべてについて権利処理が完了していること
- 3 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等があったときは、自らの責任及び負担において解決しなければならないものとする。
- 4 広告主は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関連する法令並びに条例及び規則を遵守し、当該広告媒体を適正に利用しなければならない。

(広告表示内容の確認)

第9条 広告の表示内容は、掲載又は掲出の都度検討し、必要に応じて内容の訂正又は削除を広告主に求めるものとする。

(広告掲載の取消し)

第 10 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告掲載の決定を取消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を納期限までに納付しなかったとき
- (2) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき
- (3) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき
- (5) 広告主の倒産、解散等により、広告掲載をする必要がなくなったとき
- (6) 広告主が書面により掲載取下げを申し出たとき
- (7) 第 5 条の規定に該当することとなったとき
- (8) 町の業務上やむを得ない事由が発生したとき

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取消した時は、広告主に対し、その旨を通知するとともに、広告掲載を中止させる等必要な措置を講ずるものとする。

(広告掲載料の還付)

第 11 条 既に納付した広告掲載料は、これを還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告の掲載を取り消し、又は広告の掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告を掲載した物品等の受入れ)

第 12 条 町長は、広告を掲載した物品等（以下「広告物等」という。）の寄附の申し入れがあった場合において、当該広告物等が、第 5 条第 1 項各号に該当しないとき及び同条第 2 項の規定による基準を満たしていると認めるときは、当該寄附者に寄附採納通知書を通知した後、寄附を受けることができる。この場合において、広告物等又は広告の内容に関する苦情の処理は、寄附を行った者（以下「寄附者」という。）において速やかに行うものとする。

2 前項の寄附の受入後において、寄附者が第 10 条第 1 項の取消し事由に該当した場合その他広告物等の使用を継続することができないと町長が認めたときは、広告物等の使用を中止し、寄附者に対し、当該広告物等を回収させる等必要な措置を講ずるものとする。

(審査機関)

第 13 条 広告の掲載における重要事項について審査するため、日の出町広告事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員 5 名で組織する。

3 委員長は、委員会を代表し副町長をもって充て、会務を総理する。

委員は総務課長、生活安全安心課長、町民課長、産業観光課長、教育特命担当課長を充てる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 14 条 委員会の会議は、次のいずれかに該当する場合において必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- (1) 広告掲載の可否及び継続について重大な疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたとき
 - (2) 当該広告事業により町民生活に多大な影響を与えるおそれがある場合において、委員長が必要と認めたとき
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、広告媒体を所管する課長その他の関係者に対し出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 15 条 委員会の庶務は、企画財政課で処理する。

(その他)

第 16 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。